

愛知県産業廃棄物税条例

平成十七年三月二十二日
条例第七号

| | |
|----------------------|-------------------|
| 改正 平成一八年 三月二八日条例第一九号 | 平成一八年 七月 七日条例第四六号 |
| 平成二一年 三月三一日条例第三〇号 | 平成二二年 三月二六日条例第一三号 |
| 平成二二年一二月一七日条例第四六号 | 平成二三年 三月二二日条例第二二号 |
| 平成二三年 六月三〇日条例第三六号 | 平成二七年 三月三一日条例第三五号 |
| 平成二七年一〇月一六日条例第四九号 | 平成二七年一二月二二日条例第六〇号 |
| 平成二八年 三月二九日条例第一二号 | 平成二八年一二月二二日条例第六〇号 |
| 平成三〇年 三月二七日条例第二〇号 | 令和 二年一二月一八日条例第五八号 |
| 令和 三年 七月 九日条例第三二号 | 令和 五年 七月 七日条例第二六号 |
| 令和 六年 七月 五日条例第四三号 | |

愛知県産業廃棄物税条例をここに公布する。

愛知県産業廃棄物税条例

(産業廃棄物税)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(用語)

第二条 この条例（第二号に掲げる用語にあっては、前条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分場 次に掲げる廃棄物の処理施設であって、県内に所在するものをいう。
 - イ 法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場
 - ロ 産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供されるもの（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けて埋立てをする場所に限る。）
 - ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る法第十五条第一項の許可を要しなかったもの
 - ニ 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条の規定による市町村の組合を含む。第四号において同じ。）が設置する令第五条第二項に規定する

一般廃棄物の最終処分場（一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものに限る。）

三 排出事業者 産業廃棄物を排出した事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者）をいう。

四 最終処分業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の埋立処分をその事務として行う市町村

ロ 法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の許可（法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者

ハ 法第十五条の四の三第一項の認定（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の九第六項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第十五条の四の三第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）で産業廃棄物の埋立処分を業として行う者

（納税義務者等）

第三条 産業廃棄物税は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、当該搬入に係る排出事業者に課する。

（課税標準）

第四条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項の産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、当該産業廃棄物の体積を規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

（税率）

第五条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

2 排出事業者がその排出した産業廃棄物（他人から処分の委託を受けて排出した中間処理産業廃棄物を除く。）を自ら設置する最終処分場に搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき五百円とする。

（税額の端数計算）

第六条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第二項第九号の条例で指定する法定外目的税とする。

（納税地）

第七条 産業廃棄物税の納税地は、最終処分場の所在地とする。

2 最終処分場の設置者が二以上の最終処分場を設置している場合においては、知事は、前項の規定にかかわらず、その納税地を指定することができる。

（納税管理人）

第八条 産業廃棄物税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）又は申告納税者（第十七条に規定する申告納税者をいう。次項及び次条において同じ。）は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に、知事に申

告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、若しくは変更しようとする場合又は納税管理人が住所等を変更した場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者又は申告納税者は、当該特別徴収義務者又は申告納税者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第九条 前条第二項の認定を受けていない特別徴収義務者又は申告納税者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

(徴収の方法)

第十条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者がその排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合における徴収については、申告納付の方法によるものとする。

(特別徴収義務者)

第十一条 特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、前項に規定する者のほか、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前二項の特別徴収義務者は、当該最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課される産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

第十二条 前条第一項の規定により特別徴収義務者とされた者は、規則で定める様式による申請書により、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、最終処分場ごとの特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前条第二項の規定により特別徴収義務者として知事の指定を受けた者は、規則で定める様式による申請書により、その指定を受けた日から五日以内に、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。
- 3 前二項の規定により登録をした事項に変更を生じた場合においては、当該変更の日から十日以内に、その登録の変更を知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前三項の規定による登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、規則で定める様式による証票を交付しなければならない。
- 5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 7 第四項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内に、その証票を知事に返さなければならない。

(申告納入)

第十三条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量（以下「課税標準量」という。）、その課税標準量に対する税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

（徴収猶予）

第十四条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で地方税法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定により徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 地方税法第十五条の二の二、第十五条の二の三及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項前段の規定による徴収猶予について、同法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項後段の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 知事は、第一項前段の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第十五条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入の義務の免除を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する

措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に、特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場における埋立処分開始の報告)

第十六条 最終処分場の設置者(最終処分業者を除く。)は、規則で定める様式による報告書により、当該最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告した事項に変更を生じた場合においては、当該変更の日から十日以内に、その旨を知事に報告しなければならない。

(申告納付)

第十七条 第十条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における課税標準量、その課税標準量に対する税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告及び修正申告納付)

第十八条 前条の規定により申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第二十条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条若しくは前項若しくは本項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第二十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準量又は税額について不足がある場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(減免)

第十九条 知事は、天災その他特別の事情により被害を受けた申告納税者のうち、必要があると認めるものに対し、産業廃棄物税を減免することができる。

(更正及び決定)

第二十条 知事は、第十三条の規定による納入申告書、第十七条の規定による申告書又は第十八条第二項の規定による修正申告書の提出があった場合において、納入申告(第十七条の規定による申告を含む。以下同じ。)又は修正申告に係る課税標準量又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 知事は、特別徴収義務者又は申告納税者が前項の納入申告書又は申告書(以下「納入申告書」という。)を提出しなかった場合においては、その調査により、納入申告すべき課税標準量及び税額を決定することができる。

3 知事は、前二項の規定により更正し、又は決定した課税標準量又は税額について、調査により、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者又は申告納税者の偽りその他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 知事は、前三項の規定により更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを

特別徴収義務者又は申告納税者に通知しなければならない。

(不足金額及びその延滞金の徴収)

第二十一条 徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。以下同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第十三条又は第十七条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限（第十四条第一項の規定により徴収を猶予した税額にあっては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 知事は、特別徴収義務者又は申告納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は納付する産業廃棄物税に係る延滞金)

第二十二条 特別徴収義務者又は申告納税者は、第十三条又は第十七条の納期限後にその納入金を納入し、又はその税金（第十八条第二項の規定による修正により増加した税額を含む。次項において同じ。）を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、これらの規定の納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限（第十四条第一項の規定により徴収を猶予した税額にあっては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第十八条第二項の規定による修正により増加した税額にあっては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間）については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

2 知事は、特別徴収義務者又は申告納税者が第十三条又は第十七条の納期限までに納入金を納入しなかったこと、又は税金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(過少申告加算金及び不申告加算金)

第二十三条 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合（納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、第三項ただし書又は第九項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。）において、第二十条第一項又は第三項の規定による更正があったとき、又は第十八条第二項の規定による修正申告書の提出があったときは、知事は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあったことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額又は当該修正申告により増加した税額（次項において「対象不足金額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前に

その更正又は修正申告に係る産業廃棄物税について更正又は修正申告書の提出があった場合には、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあったことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該産業廃棄物税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項に規定する過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第二十条第二項の規定による決定があった場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において修正申告書の提出又は第二十条第一項若しくは第三項の規定による更正があった場合

三 第二十条第二項の規定による決定があった後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があった場合

4 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第九項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第六項において同じ。）において、前項に規定する納入し、又は納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該産業廃棄物税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第二十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額（当該納入し、又は納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第三項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となった事実のうち同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税

額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者又は申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として地方税法施行令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

6 第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該納入申告書又は修正申告書に係る産業廃棄物税について知事の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第二十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して五年前の日までの間に、産業廃棄物税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第二十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る産業廃棄物税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した産業廃棄物税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

7 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は修正申告書の提出があった場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る産業廃棄物税について知事の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る第三項に規定する不申告加算金額は、同項から第五項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

8 知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第三項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者又は申告納税者に通知しなければならない。

9 第三項の規定は、第七項の規定に該当する納入申告書の提出があった場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として地

方税法施行令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(重加算金)

第二十四条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は修正申告書を提出したときは、知事は、地方税法施行令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額）に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第三項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあっては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第二十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して五年前の日までの間に、産業廃棄物税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第二十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る産業廃棄物税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した産業廃棄物税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 知事は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書又は修正申告書の提出について前条第七項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額又は修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者又は申告納税者に通知しなければならない。

(帳簿の記載義務等)

第二十五条 特別徴収義務者及び申告納税者は、最終処分場ごとに、帳簿を備え、当該最終

処分場への産業廃棄物の搬入について次に掲げる事項を記載し、その帳簿を納入申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日
- 二 搬入された産業廃棄物の重量
- 三 産業廃棄物税の税額
- 四 その他規則で定める事項

2 特別徴収義務者及び申告納税者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して、法において作成すべきこととされている帳簿書類その他規則で定めるものを前項の帳簿の保存期限まで保存しなければならない。

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第二十六条 特別徴収義務者及び申告納税者は、前条第一項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる方法をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 一 当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存
- 二 当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項において同じ。）による保存

2 前項の規定により同項第一号に掲げる方法をもって前条第一項に規定する帳簿の備付け及び保存に代えている者は、規則で定める場合には、当該帳簿の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(賦課徴収)

第二十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の定めるところによる。この場合において、同条例第三条第二項中「狩猟税」とあるのは「狩猟税及び産業廃棄物税」と、同条例第四条第一項中「並びに」とあるのは「、愛知県産業廃棄物税条例第七条第二項並びに」と、同条例第二項中「及び軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税及び産業廃棄物税」と、「及び第六十条の八第二項」とあるのは「、第六十条の八第二項及び愛知県産業廃棄物税条例第七条第二項」と、同条例第十一条の三第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例若しくは愛知県産業廃棄物税条例」と、同条例附則第四条第一項中「並びに第二十八条第一項」とあるのは「、第二十八条第一項並びに愛知県産業廃棄物税条例第二十一条第二項及び第二十二条第一項」とする。

(地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の条例で指定するもの)

第二十八条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定外目的税とする。

(使途)

第二十九条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用として規則で定める額を控除して得た額を、第一条に規定する施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日（以下「同意日」という。）から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、同意日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成十七年十一月規則第百十七号で、同十八年四月一日から施行。ただし、附則第五項の規定は、同十八年三月一日から施行)

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に最終処分業者である者に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。
- 4 この条例の施行の際現に産業廃棄物の埋立処分を開始している最終処分場の設置者（最終処分業者を除く。）に対する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「当該最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、その」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内に、当該最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始している」とする。

(準備行為)

- 5 第十一条第一項の規定により特別徴収義務者となる者に係る特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この条例の施行前においても、第十二条第一項及び第四項の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 6 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 7 知事は、愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成二十二年愛知県条例第四十六号）の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 8 知事は、愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成二十七年愛知県条例第六

十号)の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 9 知事は、愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和二年愛知県条例第五十八号）の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第十九号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十八年七月七日条例第四十六号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、（中略）当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （前略）第二条の規定並びに次項（中略）の規定 平成十九年一月一日

三 （略）

（過少申告加算金及び不申告加算金に関する経過措置）

- 2 （前略）第二条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十三条の規定は、平成十九年一月一日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する県税に係る過少申告加算金及び不申告加算金について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した県税に係る過少申告加算金及び不申告加算金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第三十号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日条例第十三号）

この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、改正後の愛知県産業廃棄物税条例の規定は、同日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

（平成二十二年六月規則第四十号で、同二十二年七月一日から施行）

附 則（平成二十二年十二月十七日条例第四十六号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十二日条例第二十二号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月三十日条例第三十六号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略) 第二条の規定並びに附則第八項の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二～四 (略)

(過料に関する経過措置)

8 附則第一項第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月三十一日条例第三十五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(不申告加算金に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の愛知県県税条例 (以下「新条例」という。) 第三十条第六項、第四十二条の二十二の十一第六項、第四十二条の二十二の二十三第七項、第四十二条の二十二の三十四第七項、第四十二条の三十三の四第六項、第四十三条の三十六第六項、第六十条第六項及び第六十条の二十三第六項並びに第二条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十三条第七項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する県税に係る不申告加算金について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した県税に係る不申告加算金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年十月十六日条例第四十九号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第二条中愛知県産業廃棄物税条例第二十六条第三項の改正規定 平成二十八年一月一日

三 (略)

附 則 (平成二十七年十二月二十二日条例第六十号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第十二号)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年十二月二十二日条例第六十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。(後略)

(産業廃棄物税に関する経過措置)

15 第二条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例（以下「新愛知県産業廃棄物税条例」という。）第二十三条第五項及び第二十四条第三項の規定は、施行日以後に新愛知県産業廃棄物税条例第二十三条第一項又は第二十四条第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する産業廃棄物税について適用する。この場合において、施行日前に当該提出期限が到来した産業廃棄物税に係る第二条の規定による改正前の愛知県産業廃棄物税条例（以下「旧愛知県産業廃棄物税条例」という。）第二十三条に規定する不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧愛知県産業廃棄物税条例第二十四条に規定する重加算金は、新愛知県産業廃棄物税条例第二十三条第五項に規定する不申告加算金等とみなす。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第二十号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月十八日条例第五十八号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月九日条例第三十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中愛知県産業廃棄物税条例第二十四条第三項の改正規定及び第四条の規定 公布の日

二 第一条中愛知県県税条例目次及び第四十二条の二十二の二十九第三項の改正規定、同条例第四十三条の三十七の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条例第二章第一節の六中同条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第六十条の二十四の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同章第二節の二中同条の次に一条を加える改正規定、第二条中愛知県産業廃棄物税条例第二十六条の改正規定並びに次項及び附則第五項から第八項までの規定 令和四年一月一日

（産業廃棄物税に関する経過措置）

7 第二条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十六条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿（同条例第二十五条第一項に規定する帳簿をいう。以下同じ。）について適用する。

8 第二条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十六条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる帳簿に係る電磁的記録（同条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

附 則（令和五年七月七日条例第二十六号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。（後略）

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

3 新条例第三十条第二項から第八項まで及び第三十一条第三項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に愛知県県税条例第二十七条第一項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来

したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税に係る第一条の規定による改正前の愛知県税条例（以下「旧条例」という。）第三十条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧条例第三十一条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新条例第三十条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（産業廃棄物税に関する経過措置）

- 17 第三条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十三条第三項から第九項まで及び第二十四条第三項の規定は、施行日以後に愛知県産業廃棄物税条例第二十条第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する産業廃棄物税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した産業廃棄物税については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に当該提出期限が到来した産業廃棄物税に係る第三条の規定による改正前の愛知県産業廃棄物税条例第二十三条の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は同条例第二十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、第三条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十三条第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

附 則（令和六年七月五日条例第四十三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。（後略）

（産業廃棄物税に関する経過措置）

- 15 第二条の規定による改正後の愛知県産業廃棄物税条例第二十四条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に愛知県産業廃棄物税条例第二十条第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する産業廃棄物税について適用し、施行日前に当該提出期限が到来した産業廃棄物税については、なお従前の例による。